

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第114回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和3年7月30日（金）10時00分～10時32分  
Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、  
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

関口 博正

（以上1名）

（3）総務省

北林総合通信基盤局電気通信事業部長、  
木村事業政策課長、川野料金サービス課長、  
永井料金サービス課課長補佐、相良料金サービス課課長補佐

（4）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について【諮問第3139号】

（2）諮問事項

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について【諮問第3140号】

## 開 会

○三友部会長 ありがとうございます。皆さん、おはようございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第114回を開催いたします。

本日は、ウェブ審議を開催しており、委員8名全員が出席する予定とされておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

## 議 題

### (1) 答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について【諮問第3139号】

○三友部会長 それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項1件、諮問事項1件でございます。

初めに、諮問第3139号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について審議いたします。

本件は、本年5月28日金曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、5月29日土曜日から6月28日月曜日までの間、意見招請を実施し、その結果を公表するとともに、7月1日木曜日から7月14日水曜日までの間、2回目の意見招請を実施いたしました。それらの結果を踏まえまして、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の主査代理であります関口専門委員より、委員会での検討結果について御報告をいただきます。

それでは、関口専門委員、よろしくお願いいたします。

○関口専門委員　おはようございます。三友部会長から御紹介賜りました関口でございます。本日は、接続委員会主査の相田先生が御所用によって出席できないため、主査代理であります私から説明させていただきます。

諮問第3139号につきまして、資料114-1に従って接続委員会における調査・検討の結果を御報告申し上げます。

本件の概要につきましては、資料114-1の34ページ以降に掲載いたしております。特定光信号端末回線の接続を、加入光ファイバに係る新たな接続メニューとして追加することに際し、接続料の改定等を行うため、接続約款の一部を変更するものでございます。

先ほど、部会長から御紹介がございましたように、本件につきましては、意見募集、そして再意見募集を実施しております。寄せられました意見、再意見を踏まえて、7月26日月曜日に接続委員会を開催いたしまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方についての検討を行いまして、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、資料114-1の1ページでございます報告書に示しましたとおり、諮問のとおり認可することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨御報告させていただきます。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、資料114-1の2ページ以降に取りまとめております。その具体的な内容につきましては、総務省から説明いただくということですので、よろしくお願いいたします。

○永井料金サービス課課長補佐　総務省でございます。それでは、2ページ目から実際の意見、再意見及び接続委員会で御整理いただきました考え方について御説明させていただきます。

今回、意見提出者7件、うち法人が5件、個人2件でございます。再意見提出者は6件、全て法人でございます。これら全部で12項目にまとめていただいております。具体的な意見提出者につきましては、2ページ目に記載のとおりでございます。

それでは、実際に出た意見及び考え方の整理につきまして、順番に御説明させていただきます。まず、意見1でございます。これは日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）からの意見でございますが、大きく4点ございまして、1点目は賛同の御意見でございます。2点目は卸から接続への移行について、接続事業者側と十分協議

の上で決定することを要望するものでございます。3点目でございますが、こちらはルーラルエリアに提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化について、都市部と地方の料金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討することが必要との御意見でございます。4点目でございますが、こちらは共用につきまして、複数の事業者間での共用の際の接続料及び条件については、接続事業者等の意見を広く取り入れ、接続約款により規定することが必要との意見でございます。

再意見でございますが、黒い四角がNTT東西からの再意見でございます。再意見1といたしまして、ルーラルエリアの接続メニュー化、事業者間での共用、また卸から接続メニューへの移行については、引き続き接続事業者等との協議において丁寧な意識合わせを行い、今年度の第2四半期中、これは今年の7月から9月の間でございますが、接続約款変更の認可申請を行う予定との再意見を出しています。

考え方でございますが、1つ目の丸といたしましては、まず、NTT東西におきまして、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化、また、複数事業者間での共用、卸から接続メニューへの移行に関して、手続・運用方法等についての検討を進めることが適当と御整理いただいております。また、総務省におきましては、今後の接続約款の変更認可プロセス等を通じまして、これらのNTT東西の対応等を確認し、必要に応じて、追加的なルール等の整備や対応について検討していくことが適当との考え方を示していただいております。

続いて、意見2に移ります。こちらは楽天モバイルからの意見でございます。まず1点目につきましては、賛同の御意見でございます。2点目ですが、これは卸から接続への移行に関しまして、迅速な提供とシステム・運用コストの抑制の観点から、なるべくシンプルで全事業者に最適な形でスモールスタートさせるべきという御意見でございます。3点目ですが、共用につきまして、接続メニューにおきましては、要望すれば必ず共用することを可能とすべきとの御意見でございます。

再意見でございますが、NTT東西からは、1と同様に、卸から接続への移行、また、共用につきまして、接続事業者等との協議において丁寧な意識合わせを行い、第2四半期中に接続約款変更の認可申請を行う予定との御意見でございます。KDDIからは、楽天モバイルに賛同の御意見が出ております。その一方、オプテージからは、要望すれば必ず共用可能とすることは好ましくないとの御意見が出ております。

考え方2でございますが、1つ目の丸は、NTT東西におきまして、まずは共用及び卸から接続メニューへの移行に関しまして、検討を進めることは適当であること。また、これまでの接続料研究会の議論を踏まえまして、共用につきましては、全ての事業者において共用の要望があれば応じることを前提に、丁寧な協議・検討を進めることが適当との考え方を示していただいております。また、総務省においては、これらの対応等を確認し、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当との考え方を示していただいております。

続いて、8ページの下に移ります。意見3でございます。ソフトバンクからの意見でございます。これはルーラルエリアの接続メニューの提供条件につきましても、速やかに接続約款の改定が行われるべきとの意見でございます。

再意見といたしましては、NTT東西から、このルーラルエリアの接続メニュー化について、引き続き丁寧な意識合わせを行った上で、今年度第2四半期中に接続約款変更の認可申請を行う予定との再意見が出ております。また、オプテージからは、公正な設備競争環境の確保の観点から慎重な議論が必要との再意見が出ております。

考え方3に移ります。1点目でございますが、まず、NTT東西において、ルーラルエリアに提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化に関し、手続及び運用方法等について検討を進めることが適当であること。また、総務省においては、これらの対応等を確認し、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当との考え方を示していただいております。

続いて、11ページの下でございます。意見4でございます。ソフトバンクからの御意見でございますが、1点目につきましては、賛同意見でございます。2点目ですが、こちらは今回の接続料の算定方法につきましても、現時点では網改造料として算定を行うことについて異論はないものの、今後、特定光信号端末回線の利用が増加した場合には、網使用料として算定を行うよう改めて検討されるべきとの御意見が出ております。

再意見でございますが、NTT東西からは、特定光信号端末回線は、受益者がその回線の敷設を要望された事業者に限られることで、構築・保守・撤去に要するに費用については、回線の敷設を要望した事業者側が網改造料として個別負担することが適当であるとの再意見が出ております。KDDIからは、ソフトバンクに賛同すると再意見が出ております。一方、オプテージからは、引き続き網改造料として算定することが適当であるとの再意見が出ております。

考え方4でございますが、まず、現時点におきましては、網改造料として算定することが適当であるものの、今後の特定光信号端末回線の利用実態等を踏まえ、網使用料やその他の負担方法とすることも含めて、NTT東西において、適切な接続料の算定方法について、必要に応じ検討していくことが適当であること、加えて、総務省におきましては、これらの対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備・対応について、必要に応じ検討していくことが適当との考え方を示していただいております。

続いて、13ページ下の意見5に移ります。ソフトバンクからの御意見でございます。こちらは様式の変更といった接続事業者側の対応が必要となる事項につきましては、事前に十分な周知や、議論を行った上で、接続事業者側の影響を最小化することが必要であるとの御意見でございます。

これに対しまして、NTT東西から、様式等の運用に変更がある場合には、事前に事業者へ周知する等、丁寧な対応を実施するとの再意見が出ております。KDDIからは、ソフトバンクに賛同するとの御意見が出ております。

考え方5でございますが、1点目、NTT東西におきましては、様式等を含めた運用方法の検討を行うとともに、それらの変更があった際の丁寧な事前周知といった点についても検討を進めて、認可申請前に事業者側に説明し、理解を得るように努めることが適当であること。また、総務省におきましては、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ検討していくことが適当との考え方を示していただいております。

続いて、意見6に移ります。KDDIからの御意見でございます。1点目は賛同意見でございます。2点目ですが、透明性確保の観点から概算金額を提示するに当たっては、費用の内訳についても提示することを要望しますとの御意見でございます。

これに対しまして、NTT東西から再意見といたしまして、概算額の総額に加えて敷設する特定光信号端末回線の距離や、新設する電柱の本数等について、事業者側に提示することを検討しているとの再意見が出ております。ソフトバンクからは、KDDIに賛同するとの再意見が出ております。

考え方6でございますが、NTT東西におきましては、概算金額の提示に際しまして、総額のほかに提示する具体的な内訳につきまして、接続事業者が算定の妥当性を確認できるように、透明性確保の観点から検討を進め、認可申請前に関係事業者へ説明し、理解を得るように努めることが適当とのことでございます。また、総務省におきましては、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ検討していくことが適当との考え

方を示していただいております。

続いて、ページ飛びまして18ページ中段でございます。意見7に移ります。こちらはKDDIからの御意見でございます。1点目は賛同の御意見でございます。2点目は取引条件の公平化のところ、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないかについて、総務省にて確認・検証することを要望するとの御意見でございます。

再意見といたしましては、NTT東西から、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けることはないとの再意見が出ております。ソフトバンクからは、KDDIに賛同の再意見が出ております。

考え方7でございますが、NTT東西におきましては、特定光信号端末回線に係る取引条件の公平性を担保することが適当であると御整理いただいております。また、総務省におきましては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じまして、これらNTT東西における対応を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当との考え方を示していただいております。

続いて、20ページ下の意見8でございます。こちらはKDDI、ソフトバンクから同趣旨の御意見が出ておりますので、1つにまとめさせていただいております。こちら受付システムの開発費に関してですが、接続メニューを選択した事業者側の負担となることによりまして、接続メニュー化したことで料金が低廉化されたとしても、その効果を十分に享受できなくなってしまうとの観点から、開発内容、負担の方法について利用事業者と十分な協議の機会を設けて、運用の効率化、コストの削減について要望しているものでございます。

再意見といたしましては、NTT東西から、受付システムの開発費につきまして、可能な限り低廉な費用で開発できるよう検討しているとの再意見が出ております。賛同意見3者とございますが、KDDI、ソフトバンクの相互に賛同というものに加えまして、楽天モバイルから賛同意見が出ておりまして、3者となっております。

考え方8でございます。1点目は、NTT東西におきましては、受付や設備管理等のためのシステムに関しましても、可能な限り低廉な費用で開発ができるよう、検討を進めることが適当であるとのこと。また、総務省におきましては、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ検討していくことが適当であるとの考え方を示していただいております。

続いて、24ページに移ります。意見9でございます。KDDIからの御意見でございます。これはID変更に関してですが、卸から接続に移行する際に、管理しているIDが変更となることによりまして、手続の煩雑化ですとか、保守運用に支障が出る可能性があるとのことで、柔軟な運用が実施されることを要望しますとの御意見でございます。

再意見といたしましては、NTT東西から、卸役務で利用している回線IDを接続メニューに移行する際に、継続利用できるよう検討を進める等、事業者側の負担が小さくなるように検討を進めていきますとの再意見が出ております。ソフトバンクからは、KDDIに賛同の再意見が出ております。

考え方9でございますが、NTT東西におきまして、現在卸役務で提供されている回線の接続メニューの移行に関しまして、利用している回線IDを継続利用できるようにするなど、接続事業者側の負担を可能な限り軽減できるよう、手続・運用方法等について検討を進めることが適当であること。また、総務省においては、これらの取組を確認するとともに、必要に応じて、追加的なルール等の整備や対応について検討していくことが適当であるとの考え方を示していただいております。

続いて、意見10でございます。26ページ下でございます。オプテージからの御意見でございますが、フレキシブルファイバを接続として取り扱う範囲につきましては、投資インセンティブの観点から慎重な議論が必要であるとの意見が出ております。また、2点目でございますが、こちらは今回の網改造料の算定式による算定は適当であるとの御意見が出ております。

考え方10でございますが、まず、1点目の御意見に関しましては、これまでの接続料の算定等に関する研究会におきまして累次の議論が行われておりまして、それに基づき、NTT東西において対応・検討が行われていると承知しているとのこと。また、総務省においては、その対応・検討状況を引き続き確認していくことが適当であるとの考え方を示していただいております。また、2点目につきましては、今回の網改造料として算定することに対する賛同の意見として承るとの考え方を示していただいております。

最後、個人からの御意見2件について簡単に申し上げます。意見11ですが、こちらにつきましては、集合住宅のオーナーが壁の配線を拒否する場合にフレキシブルファイバを活用できないかとの御意見が出ておりますが、こちらにつきましては、まず、今回の接続約款の認可申請につきましては、NTT東西と接続事業者の間の接続に関する料



金や条件について定めるものでありまして、個人を対象としたものではないこと。また、いただいた意見は今後の情報通信政策の参考とすることが適当との考え方を示していただいております。

最後、29ページの下でございますが、意見12、これは光ファイバの光の品質につきまして、監視を行って盗聴等を未然に防ぐようにすべきということでございますが、こちらにつきましては、今後の情報通信政策の参考とすることが適当との考え方を示していただいております。

説明は以上でございます。

○三友部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

それでは、特に御意見がないようでございますので、諮問第3139号につきまして、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。特に反対の御意見はございませんので、それでは、案のとおり答申することといたします。ありがとうございました。

## (2) 諮問事項

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について  
【諮問第3140号】

○三友部会長 続きまして、諮問事項に移ります。

諮問第3140号、電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について、総務省から説明をお願いいたします。

○相良料金サービス課課長補佐 総務省でございます。今、御紹介がありました資料114-2、諮問第3140号の資料を御覧いただければと思います。電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定についてでございます。こちらは事業者のサービス提供状況など事情変動に応じ、見直しを行い、指定を行っているものでございます。

目次でございますとおり、諮問書、概要、告示案を準備しております。概要より説明

させていただきますので、通し番号2番から始まります、横向きの資料を御覧いただければと思います。

さらに1枚おめくりいただきまして、通し番号3番、右肩1ページの資料を御覧いただければと思います。こちらが電気通信事業法第27条の3等のルール of 概要でございます。モバイル市場の公正な競争を促進する観点から、通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みの禁止といった規律を設けてございます。この規律につきましては、対象とする役務と事業者をそれぞれ指定する形となっております。

次のページ、通し番号4番、右肩2ページを御覧いただければと思います。規律の対象となる移動電気通信役務及び電気通信事業者の指定についてでございます。上部の枠に条文を記載してございますけれども、太字箇所のとおり、まず、主立った移動通信役務の中から、適正な競争関係を確保する必要があるものとして対象とする役務を指定する形となっております。そうした役務を提供する事業者の中から、こちらも競争関係への影響等を勘案しました上、対象事業者を指定する形となっております。また、これらの指定は告示で行うこととなっております。

枠の下でございます。矢印部分でございますけれども、対象となる移動通信役務につきましては、一昨年、当部会で御審議いただきました上、役務指定告示で定めてございます。①にありますとおり、携帯電話サービス及びBWAサービス、こういったものを指定の上、事業者間の競争関係に及ぼす影響等を勘案しまして、②に並べております役務を個別に除外している形となっております。例えば、1番は地域BWAサービスであったり、3番は法人相対契約とか、そういったものを指してございます。その下の矢印のとおり、対象となる電気通信事業者については、本件を御審議いただいた上、また指定したいと考えてございます。

お進みいただいて通し番号5番、右肩3ページを御覧いただければと思います。こちらが規律の対象となる事業者の指定の基準という形でお示ししているものでございます。申し上げたとおり、競争関係への影響等を勘案しまして、例えばMNOについては指定をする。また、法の潜脱を防止する観点から、MNOの特定関係法人のうち移動通信役務を提供している者についても指定をしてございます。さらに、MVNOにつきましても、利用者の数の割合が0.7%を超えないもの以外、要するを超えるものにつきましては、競争関係への影響に鑑みまして指定を行っているものでございます。

進んでいただきまして通し番号6番、右肩4ページを御覧いただければと思います。

こちらが今回改めて指定させていただきたいと考えているものでございます。今回につきましては、現行37社指定しております事業者のうち、MNOの特定関係法人であるMVNO3社につきましては、それぞれ事業譲渡であったり、提供形態の変更、全て個別に除外しております法人相對契約になったり、あとはサービスを終了した、そういった事情によりまして、規律の対象となる役務を提供しなくなっておりますので、そうした3事業者を指定の対象外とさせていただこうと考えてございます。

具体的には、下の表に目を通していただければと思いますけれども、NTTドコモの関係法人、NTTネオメイトにつきましては事業譲渡を行っております。さらに吸収合併で会社自体も消滅してございます。その下、KDDIの関係法人、京セラコミュニケーションシステムでございますけれども、こちらは全て提供形態が法人相對契約となったこととございます。最後、ソフトバンクの特定関係法人、汐留モバイルにつきましては、サービスを終了しまして提供を行わなくなっております。こちらも吸収合併で会社自体も消滅しております。こうした事情でこの3社を外すということを考えてございます。

ほかMVNOにつきましては、直近の利用者の割合を踏まえましても、0.7%を超える者の数に変更はございませんので、こちらは変更なしとなっております。このような形で、申し上げた3社を除きまして、34社を新たに指定する告示を制定させていただきたく考えてございます。

次のページ、通し番号7以降につきましては、告示案の本文となっております。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ何かございましたらば、お手を挙げていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

西村委員、よろしく願いいたします。

○西村委員　　全相協の西村と申します。

見直しの最初については、異議はありません。ただ、少し今後の話として気になっていることがMVNOの基準ですが、100万という数字と割合換算で約0.7%とありますが、これ今後、契約数によって上下するのではないかと思います。将来的にこの辺も検討される予定があるのか、お分かりになる範囲でお聞かせ願えればと思いました。

以上です。

○三友部会長 どうもありがとうございます。大変重要なポイントだと思います。

事務局、いかがですか。

○川野料金サービス課長 総務省料金サービス課長の川野でございます。

この電気通信事業法第27条の3の運用状況につきましては、総務省におきます電気通信市場検証会議の下に設置されております、競争ルールの検証に関するワーキンググループにおきまして、毎年市場の状況をフォローして改正事業法第27条の3の影響、あるいは市場の状況を分析・検証いただいているところでございます。

今年度も今年の3月から7月にかけて検証作業を行っていただきまして、現在、報告書案がパブリックコメントにかかっているというところでございます。今回の御審議の中では、今回の指定の基準について、特に大きく見直すという御議論はなかったところでございますけれども、将来的に市場の環境変化等ございましたら、西村委員がおっしゃるような見直しということも、当然それは排除しないということでございます。現時点で特にそういう予定があるという議論になっているという状況ではございません。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 どうもありがとうございます。

○三友部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

そのほかに御意見、あるいは御質問ございましたらば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、7月31日土曜日から9月3日金曜日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 特に反対の御意見がないようですので、そのようにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

以上で本日の審議は終了いたしました。

## 閉 会

○三友部会長 皆様から何かございますでしょうか。

確認ながら、各審議の議決時において、定足数を満たしておりましたので、御報告申し上げます。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 次回の電気通信事業部会は、別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしく願いいたします。

○三友部会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもお忙しい中、御参加くださりまして、ありがとうございました。終了いたします。

## 閉 会